



---

自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について  
答申（案）の概要について

---

2023年11月27日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



## 令和5年度

4月：自然共生サイト認定の開始。

7月：OECM検討会において、今後の検討の方向性を議論。

8月：環境大臣から中央環境審議会へ諮問。自然環境部会を開催し、本小委員会の設置を決定。

### 10月13日：第1回小委員会

本小委員会における検討の目的・背景  
関係者からのヒアリング  
課題を踏まえた論点

### 11月27日：第2回小委員会（本日）

答申案について検討

◆パブリックコメントの実施（1か月程度）

### 1月23日：第3回小委員会（予定）

答申とりまとめ

◆答申

## ★活動促進によるネイチャーポジティブ実現の方策

自然共生サイト等の民間等の活動をさらに促進するため、場所と紐付いた民間等による自主的な取組を認定する法制度を検討。



論点①：国による認定について

論点②：認定対象の範囲や活動のあり方

論点③：活動の継続性、質の担保

論点④：関係する分野・施策との連携

論点⑤：活動を促進するための方策

## 背景

- 自然再興、30by30、劣化地再生への貢献
- OECMを活用した身近な自然や多様な動植物の生息環境の保全の推進
- 民間等の取組への期待（自然共生サイト認定）

損失を抑える施策と向上を図る施策の両方を推進し、ネットポジティブを実現。  
ネイチャーポジティブに向けて生態系の健全性の回復に繋がる**場所と紐付いた民間等の活動**を促進。

## 必要な措置

### （1）場所と紐付いた活動計画の国による認定

- 民間等が作成する場所に紐付いた**活動計画を国が認定**
  - ・ 法制度の面から実行に掛かる課題に対応
  - ・ 統一的な観点による判定
  - ・ 国際的な信頼性の確保

### （2）活動の対象範囲、計画策定主体、活動内容の方向性

- （活動の対象範囲）
- 陸域及び沿岸域において、生物多様性豊かな場所での活動に加えて、生態系の回復及び創出の活動も対象
- （活動計画の作成主体）
- 民間等が作成
  - 市町村が多様な主体と連携して作成
- （活動の内容）
- 生態系タイプや目標に応じて検討整理。検討整理にあたって、農水省及び国交省と連携

### （3）活動の継続性及び質の担保への対応策

- 活動状況の確認。既存の活動との両立を図り、原則柔軟に対応可能とした上で、長期間の活動担保のための協定制度も用意
- 中間支援組織の重要性
- 簡便なモニタリング手法の開発・普及
- 活動の継続性や活動内容の見える化
- 地方公共団体との連携
- 国内外への普及啓発・理解増進

### （4）関係する分野・施策との連携強化

- 保護地域等における行為規制の特例や外来生物防除等の計画のみなし認定
- 気候変動、循環経済、Eco-DRR、観光、健康、教育等
- 国土計画、みどり戦略、森林計画、まちづくりGX等

### （5）活動を促進するための方策の推進

- 国民運動的に展開するため**活動計画の認定は広く**した上で、**保全状況や環境価値を評価**
- 支援証明書やマッチングなど人的・資金的支援の強化
- 一括認定、効率化が図れる事務体制や事前調整

## (国際的・国内的な動向)

- 2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）（G7 自然協約、昆明・モンリオール生物多様性枠組）
- 我が国の生物多様性は過去50年損失。
- 2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定。



- 健全な生態系を確保していくためには場所に紐付いた取組が重要。
- 30by30目標、里地里山や都市の緑地といった身近な自然などをOECDとして設定。

## (自然共生サイト)

- 2023年4月から運用開始。「2023年中に100か所以上を認定」という目標を掲げていたところ、2023年10月に合計122か所が認定。ネイチャーポジティブの実現に向けて、多くの民間等からの関心・期待。

## (民間等の活動を促進する意義)

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組ターゲット15において情報開示を求めることとされ、さらに、TNFDの枠組みが2023年9月に公開。
- 様々な場所において、生物多様性の保全に効果的な活動が未来志向的に継続的に実施されるためには、場所に紐付いた活動計画に着目する視点が必要。



- 活動場所の質の向上や担保にも繋がっていく。
- 国民運動として全国各地で活動が実施されることが、国民にとって身近な自然との接点となり、生物多様性について関心・理解を深める入口になることも期待。
- 公的資金のみならず民間資金をネイチャーポジティブなものに振り向ける。

## 現状と課題

- 自然共生サイトは、環境大臣が認定。
- 国際的なOECMの基準との整合を図りつつ統一的な観点から認定し、OECMの設定・管理、30by30目標やネイチャーポジティブの実現に向けた進捗を把握することが可能。
- 企業経営において、生物多様性保全の取組の開示を求める国際的な動きが近年活発化しており、統一的な基準で判定する枠組みが重要。
- 国からの認定による価値の向上を申請理由として挙げた者が多かったことから、国が認定することで、活動のアピールに繋がる。

## 今後講ずべき必要な措置

- ネイチャーポジティブの実現に向けては、全国各地でより多くの民間等の活動による生物多様性の維持、回復又は創出を図ることが重要。
- 民間等による生物多様性の増進のための活動をより促進するためには、法制度の面からその実行に係る課題に対応できるよう、場所と紐付いた活動計画を国が認定すべき。
- 統一的な観点による判定や国際的な信頼性の確保からも、国が認定することが必要。

### 現状と課題

#### (活動の対象範囲)

- 自然共生サイトは、OECM登録するため、認定時点で、活動場所が生物多様性の価値基準に合致。
- 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生態系の回復や質の向上を図ることも同様に必要。
- 自然共生サイトの第1期認定は陸域が大半。

#### (活動計画の策定主体)

- 生物多様性地域連携促進法は、民間等が単独で実施する生物多様性保全の活動を促進する制度とはなっていない。
- 自然共生サイト認定の122か所の活動主体においては、企業が全体の6割超を占め、審査の過程で専門家から高い評価を得た例が多数。
- 市町村との連携を伴わないものも含め、企業等が活動計画の策定主体となる仕組みが必要。

#### (活動の内容)

- 土地の利用区分や生態系タイプに応じ、必要となる活動内容は異なる。また、生物多様性の現状や変遷等を踏まえた目標によっても、必要となる活動の内容は異なる。
- 現状生物多様性が豊かな場所での活動と、生態系の回復及び創出を行なう場所での活動では、異なる観点で考えることが重要。

### 今後講ずべき必要な措置

#### (活動の対象範囲)

- 土地の利用区分や生態系の区分を問わず、**陸域全体及び沿岸域を対象**とすべき。
- 現状で**生物多様性豊かな場所**での活動だけでなく、**生態系の回復及び創出**での活動も対象にすべき。
- 活動を実施する場所の状態が、**生物多様性の価値基準に合致する場合（OECM相当）**と現状では合致しない場合は、**両者の違いが分かるようにする工夫**が重要。

#### (活動計画の策定主体)

- **民間等が策定**する活動計画。
- **市町村が多様な主体と連携し策定**する活動計画。

#### (活動の内容)

- 在るべき活動内容の基準は、活動場所の**生態系タイプ**や**目標に応じて**検討・整理すべき。
- 検討・整理に当たっては、**農林水産省、国土交通省との連携**が必須。
- 活動計画の策定に当たっては、**各種計画等との調和を図りつつ、申請者や地方公共団体に過度な負担とならないよう留意**が必要。
- **過去の経緯や生態系の状況、周辺地域との関係性を踏まえた視点**等も重要。

## 現状と課題

- 現行の自然共生サイトは5年ごとに更新する仕組み。
- 認定期間の途中で認定内容の変更や、認定辞退が可能であり、それに伴う義務や罰則はない。
- 可能な限り、活動を継続し、保全の質の担保を図ることが重要で、それを支える体制・仕組みが必要。
- 一方で、認定が土地利用の制約や土地所有者等に対する新たな負担に繋がるのではないかという指摘。
- 自然共生サイトの申請には、サイトのGISデータ、各種生物の情報、活動に係る計画、モニタリング計画が必要。しかしながら、活動者自らで生物情報の収集や、活動計画の立案、モニタリング計画の立案等は負担が大きいという声。

## 今後講ずべき必要な措置

### (制度的措置)

- 活動状況を確認できる仕組みが望ましい。計画に基づく活動が実施されておらず、改善の見込みがないと判断される場合は、認定を取り消しすることも必要。
- 認定制度は自らの発意に基づき行なう活動を後押しするものであり、制度上、活動実施区域への規制等を課すことは想定していない。生物多様性の活動は、農林水産業をはじめとした既存の生産活動との両立を図るようにすることも必要。認定活動計画の変更や辞退含めて柔軟に対応することが必要。
- また、活動の中には、活動主体と活動を実施する土地所有者等が異なる場合に、活動主体と土地所有者等が協定等を締結する制度により、活動の継続性・安定性を担保。

### (中間支援)

- 行政機関や専門家等による助言・伴走支援が重要。また、各活動主体による個別の取組を連携させ、生態系ネットワークや人的なネットワークを通じたノウハウの共有等を進めることが重要である。これらを有効に実施していくためには、地域連携保全活動支援センターやNPOなどの中間支援組織が効果的。

### (モニタリング)

- モニタリングは重要。一方で、継続可能な簡便なモニタリング手法の開発・普及を推進することが必要。



## 現状と課題

- 現行の自然共生サイトは5年ごとに更新する仕組み。
- 認定期間の途中で認定内容の変更や、認定辞退が可能であり、それに伴う義務や罰則はない。
- 可能な限り、活動を継続し、保全の質の担保を図ることが重要で、それを支える体制・仕組みが必要。
- 一方で、認定が土地利用の制約や土地所有者等に対する新たな負担に繋がるのではないかという指摘。
- 自然共生サイトの申請には、サイトのGISデータ、各種生物の情報、活動に係る計画、モニタリング計画が必要。しかしながら、活動者自らで生物情報の収集や、活動計画の立案、モニタリング計画の立案等は負担が大きいという声。

## 今後講ずべき必要な措置

### (活動内容の見える化)

- 活動の継続性や活動の効果を「見える化」させることも重要。そのため、国は、認定された民間等による活動状況を一元的に把握できる機能も具備した、保全活動の把握から保全活動効果の評価まで一貫通貫の取組を「見える化」できる仕組みが必要。

### (地方公共団体との連携)

- 地方公共団体は、**自らが主体となる活動の推進**のほかにも、**管内の企業や団体等の取組を促進**するためにも、これら期待される役割に積極的に取り組むことが望ましい。
- なお、**生物多様性地域戦略**に基づき、多様な取組や主体と相乗効果を図れる形で活動を促進する観点からも重要。

### (普及啓発の推進)

- 地方公共団体や地域住民、消費者や金融関係者など、**多様な主体に対して当該制度の認知や理解の向上**を図ることが重要。また、**環境教育等とも連携し、活動への参加等を通じて、当該制度の認知度向上や理解増進にも繋げる**ことも重要。
- 国内への普及啓発だけでなく、**日本における民間等の取組が国際的にも評価されるよう、国際的な理解促進**を図ることも重要。

## 現状と課題

### (生物多様性関連の施策との連携)

- 生物多様性を保全するための既存施策と連携することで、手続の負担軽減という側面も含めて保全効果を相乗的に高めることが効果的。

### (気候変動対策、循環経済、ECO-DRR等との連携)

- 気候変動対策、循環経済、防災・減災、環境教育等と結びつけることで、より多くの人々に取組の重要性が理解され、評価されやすい。

### (国土利用の計画及び施策との連携)

- 身近な自然を含めて場の保全を推進していくためには、国土利用の観点で関係が深い計画及び施策である、国土形成計画及び国土利用計画、みどりの食料システム戦略や森林計画制度、グリーンインフラ推進戦略等との連携や調和が不可欠。

## 今後講ずべき必要な措置

### (生物多様性関連施策との連携強化)

- 活動計画に基づく行為について、**行為規制や届出義務の特例**を設けることが効果的。
- 種の保存法や外来生物法に基づく認定など、関連法令に基づく複数の認定制度を同時に活用しようとする際の手続面の負担軽減のため、活動計画の認定をもって、**他の制度の認定を受けたものとみなす特例**を設けることも同様に効果的。
- 民間等の活動に関する法として、生物多様性地域連携促進法や自然再生推進法が存在。今般検討されている民間等の活動促進のための制度化に当たっては、これら既存の法との関係を踏まえることが重要。

### (気候変動、循環経済、Eco-DRR等との連携強化)

- 生物多様性保全の取組と、**気候変動や循環経済**等の取組とを連携することが効果的。
- 生物多様性の保全を通じて発揮される多様な機能との連携も重要 (**Eco-DRR、自然体験、観光、健康、環境教育、ビジネス**等)

### (国土利用の計画及び施策との連携強化)

- 生物多様性に関連する国土利用の計画及び施策 (**国土形成計画及び国土利用計画、みどりの食料システム戦略や森林計画制度、沿岸漁場管理制度、グリーンインフラ推進戦略、まちづくりGX**など) との連携や調和を強化すべき。
- 国土交通省が検討中の制度や、既存の民間認証制度と連携することにより、制度間の効果的・効率的な運用を進めるべき。

## 現状と課題

## 今後講ずべき必要な措置

### (活動の評価)

- 国民運動的に全国で広げていくことが重要であるが、長年継続的に取り組んできた優れた活動が埋没してしまうことも避ける必要。
- 活動により実現されている生物多様性の豊かさや環境価値についても注目することで、認定された活動の中での差異が分かるようにすることも重要。

### (活動の評価)

- 国民運動的に全国各地で展開されること等からも、**活動計画の認定自体は広く行うべき**。
- その上で、**多くの活動の中でも、優れた活動がしっかりとクローズアップされるためには**、生物多様性保全の状況について、**客観的な評価**を実施することが効果的。その際には、TNFDを踏まえて、企業が活用しやすいような仕組みが重要。
- 評価対象については、生物多様性の状況に加えて、それに付随する環境価値も確認できるよう、今後、検討していくことが望まれる。
- 評価の尺度については、活動による効果（アウトカム）を定量的に評価することが望ましいが、定量的に測定することが技術的に難しい場合も多いため、定性的な手法による評価や測定可能なインプット情報での評価を行なうことも考えられる。
- 客観的な評価を実施する場合には、評価に要する費用については、申請者が負担する仕組みも検討が必要。

## 現状と課題

## 今後講ずべき必要な措置

### (人的・資金的支援)

- 持続的な資金の確保や、人口減少等による担い手の不足など体制の確保に課題。
- 活動への直接支援のみならず、外部の企業等から経済的及び人的な支援を得られる仕組みが重要。

### (手続)

- 自然共生サイトは、生物多様性の保全に貢献しているかを場所ごとに審査。
- 同一の主体が地理的に離れている複数か所で活動を実施している場合の手続の在り方について検討することが必要。また、地理的に同一の生態系が広がる範囲において、複数の主体が個々に活動を実施している場合においても、同様に申請や審査の効率化の観点からの手続の在り方について検討することが必要。

### (人的・資金的支援の強化)

- 活動の質の維持・向上のために必要な支援を行なったことを証明できる制度を検討すべき。
- 申請者等と専門家等を仲介するマッチング制度を検討すべき。
- 「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」において、本答申に係る法制度の施行も見据えた検討を行うことが望まれる。
- 企業版ふるさと納税の活用や、関係省庁や地方公共団体の公的資金も活用できるよう連携を強化すべき。
- 制度化と合わせ、活動主体の取組に対する支援措置の在り方の検討を進めることが重要。

### (手続)

- 申請から認定までの速やかな手続、事務作業を長期安定的に実施し、そのノウハウが蓄積されるような体制構築を検討すべき。
- 審査事務については、既存制度の活用をはじめ、事務の効率化が図れる認定体制を検討すべき。
- 申請や審査の効率化の観点から、手続は一括で可能とする仕組みにすべき。
- 活動主体と活動を実施する土地の所有者が異なる場合や、公物の管理区域と重複している場合は、申請前に各土地所有者・公物の管理者と調整をすることが重要。